

定住、地域の活性化を図るため

町有地を分譲します

位置図



鵜殿地区の町道付近の物件です。近くには、鵜殿保育所・うどの幼稚園・まなびの郷などの公共施設があります。南側が道路に面しているため日当たりも良好です。

区画① 海拔約 4.5 m



区画	所在地	面積	分譲価格
①	鵜殿 1289 番地 54	112.13㎡ (約 33 坪)	1,817,852 円

町では、定住を促進し地域の活性化を図るため、町が所有する土地23区画を分譲します。購入に際して、条件等がありますので、しっかりとご確認のうえ、お申し込みください。

◆申込期間

5月1日(金)～6月30日(火)

◆申込者の条件

① 自らの住宅を建築するための宅地を必要としていること。

② 譲受人および同居する者が町県民税を滞納していないこと。

③ 指定の日までに支払いが確実にできること。

④ 譲受人、および現に同居し、または同居しようとする者が、暴力団関係等の反社会的行動を行う団体の構成員および暴力的不法行為を行う者並びに公序良俗に反する行為を行う者でないこと。

◆申込方法

① 次の書類に必要事項を記入し、役場企画調整課までご提出ください。

② なお、同一の区画に希望者が複数発生した場合は、抽選その他公正な方法により譲受人を選定します。

① 宅地分譲申込書

② 住宅に居住しようとする全ての者の住民票

③ 代理人の場合は委任状

④ 申込者および同居しようとする者の町県民税にかかるとする納税証明書または非課税証明書(中学生・高校生を除く満15歳以上の者)

⑤ 確約書

※①、③、⑤は企画調整課窓口、または町ホームページにて入手できます。

◆分譲の条件

① 分譲地を、譲受人自らが居住する専用住宅または併用住宅の建物用地として使用し、それ以外の目的に使用しないこと。

② 分譲地の引き渡しを受けた日から2年以内に住宅建設に着手し、かつ分譲地の引渡しを受けた日から3年以内に住宅を完成させること。

③ 分譲地の売買契約上の地位を第三者に譲渡しないこと。

④ 住宅完成後、分譲地に住民票を移し、速やかに自ら居住すること。

⑤ 分譲地の引き渡しを受けた日から5年間は、分譲地を第三者に貸与または譲渡しないこと。

位置図



鵜殿地区の高台の物件です。周りに山がないため、日当たりは良好です。周りは道幅が広い町道が整備されています。また、宅地造成済みで、水道管が引き込みされており、工事負担額の軽減が見込めます。

⑥ 住宅の建築に際しては、町営浄化槽の設置を承諾すること。

⑦ 住宅の建築に際しては、地元業者へ優先的に発注すること。

⑧ 自治会へ加入し、その活動に積極的に参加すること。



町有地分譲ホームページ

区画②～⑥ 海拔約 22.7 m



区画	所在地	面積	分譲価格
②	鵜殿 2196 番地 20	201.72㎡ (約 61 坪)	7,322,436 円
③	鵜殿 2196 番地 21	201.59㎡ (約 60 坪)	7,927,527 円
④	鵜殿 2196 番地 22	201.68㎡ (約 61 坪)	7,320,984 円
⑤	鵜殿 2196 番地 24	237.83㎡ (約 71 坪)	6,474,922 円
⑥	鵜殿 2196 番地 25	174.44㎡ (約 52 坪)	5,804,491 円

区画⑦～⑭ 海拔約 22.7 m



区画	所在地	面積	分譲価格
⑦	鵜殿 2192 番地 19	181.07㎡ (約 54 坪)	7,120,578 円
⑧	鵜殿 2192 番地 20	184.93㎡ (約 55 坪)	6,712,959 円
⑨	鵜殿 2192 番地 21	198.44㎡ (約 60 坪)	7,203,372 円
⑩	鵜殿 2192 番地 22	199.47㎡ (約 60 坪)	7,240,761 円
⑪	鵜殿 2192 番地 31	186.27㎡ (約 56 坪)	6,761,601 円
⑫	鵜殿 2192 番地 32	185.02㎡ (約 55 坪)	6,156,541 円
⑬	鵜殿 2192 番地 33	182.15㎡ (約 55 坪)	6,061,041 円
⑭	鵜殿 2192 番地 34	194.54㎡ (約 58 坪)	6,473,319 円